

# 龍野市・新宮町・揖保川町・御津町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、龍野市・新宮町・揖保川町・御津町合併協議会規約(以下「規約」という。)第19条第2項の規定に基づき、龍野市・新宮町・揖保川町・御津町合併協議会(以下「協議会」という。)の委員等の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (報酬の額)

第2条 協議会の会長、副会長、委員、監査委員及び顧問(以下「委員等」という。)の報酬は、月額8,300円とする。ただし、規約第7条第1号に規定する委員及び規約第8条第2項第2号に規定する顧問については、これを支給しない。

## (費用弁償の額)

第3条 委員等が、協議会の職務のために旅行するときは、龍野市報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第12号)の例により、旅費に相当する額を弁償するものとする。

## (支給方法)

第4条 委員等の報酬及び費用弁償については、龍野市報酬及び費用弁償等に関する条例の例により支給する。

## (補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、委員等の費用弁償等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成15年 4月18日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成15年 7月 2日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成16年 8月18日から施行する。